

# 資 料

(税負担軽減措置等の透明化)

平成24年11月12日(月)

総 務 省

## 地方税における税負担軽減措置等の透明化について

### 目的

税負担軽減措置等について、その適用の実態の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進する。

### 対象とする税負担軽減措置等

- (1) 地方税法に規定する税負担の軽減等に係る措置・特例のうち、特定の行政目的の実現のために設けられたもの
- (2) 住民税及び事業税の税負担の軽減等のうち、法人税等の租税特別措置の直接の影響を受けるもの

### 適用実態の把握等

上記(1)については、地方税に関する統計資料（固定資産の価格等の概要調書など）等により、その適用実態を把握し、上記(2)については、財務大臣による適用実態調査により収集された情報等に基づき、その影響額を推計する。

### 報告書の作成と国会への提出等

- (1) 総務大臣は、毎会計年度、把握した適用実態及び影響額の推計について報告書を作成し、これを国会に提出する（翌年1月に開会される国会の常会に提出することを常例とする）。
- (2) 総務大臣は、適用実態の把握等を行うために、財務大臣に対し、参考となるべき資料又は情報の提供その他の協力を求めることができる。

# 地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書について

## ○ 地方税法（抄）

（地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書の作成及び提出）

第七百五十八条 総務大臣は、毎年度、次に掲げる事項を記載した報告書を作成しなければならない。

一 税負担軽減措置等に該当する措置又は特例ごとの適用額の総額

二 適用実態調査情報に基づき推計した租税特別措置（所得税又は法人税に係るもので財務大臣が適用実態調査を実施したものに限る。次号及び次条において同じ。）ごとの道府県民税、事業税又は市町村民税への影響額

三 その他税負担軽減措置等の適用の状況及び租税特別措置の道府県民税、事業税又は市町村民税への影響の状況の透明化を図るために必要な事項

## 《報告書の内容（イメージ）》

### I 地方税における税負担軽減措置等の概要

### II 税目ごとの適用額の状況

#### 1. 税負担軽減措置等に該当する措置又は特例ごとの適用額の総額

- ① 事業税
- ② 不動産取得税
- ③ 固定資産税
- ④ 事業所税
- ⑤ 都市計画税
- ⑥ その他の税目

#### 2. 適用実態調査情報に基づき推計した租税特別措置ごとの影響額

- ① 道府県民税
- ② 事業税
- ③ 市町村民税

## 税負担軽減措置等に該当する措置又は特例ごとの適用額の総額

(各省要望項目、見直し未済税負担軽減措置等に該当するもの)

### ○法人事業税

特例名	適用額 (H23年度)	
	種類	総額 (千円)
〇〇〇の益金・損金不算入措置	課税標準 (所得)	0
〇〇〇に係る税率の特例措置	税額	0
〇〇〇に係る資本割の特例措置	課税標準 (資本金等の額)	0
〇〇〇に係る収入割の特例措置	課税標準 (収入金額)	0
.....	.....	0

### ○不動産取得税

特例名	適用額 (H23年度)	
	種類	総額 (千円)
〇〇〇の課税標準の特例	課税標準 (不動産の価格)	0
〇〇〇の減額措置	税額	0
.....	.....	0

○固定資産税

特例名	適用額 (H23年度)	
	種類	総額 (千円)
〇〇〇に係る特例措置	課税標準 (固定資産の価格)	0
〇〇〇に係る特例措置	税額	0
.....	.....	0

○事業所税

特例名	適用額 (H23年度)	
	種類	総額 (㎡、千円)
〇〇〇に係る資産割及び従業者割の特例措置	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	0 (0千円)
	課税標準 (従業者給与総額 (千円))	0
.....	.....	0

## 適用実態調査情報に基づき推計した租税特別措置ごとの影響額

(各省要望項目、見直し未済税負担軽減措置等に該当するもの)

(単位:千円)

特例名	道府県民税	事業税	市町村民税	合計	地方法人特別税	再計 (地方法人特別税を 含む額)	備考
〇〇〇の法人税率の特例	0	0	0	0	0	0	
〇〇〇の法人税額の特別控除	0	0	0	0	0	0	
〇〇〇の特別償却	0	0	0	0	0	0	
.....	0	0	0	0	0	0	
.....	0	0	0	0	0	0	
.....	0	0	0	0	0	0	
.....	0	0	0	0	0	0	
.....	0	0	0	0	0	0	